

1. 研修の目的

介護に携わる者が業務を遂行する上で、最低限の知識や技術とそれを実践する考え方のプロセスを身につけ、最も基本的な介護業務の遂行及び介護職員としてのマナーや適切なケアが提供できる人材の育成を目的とする。

2. 研修の名称

介護職員初任者研修

3. 事業者の名称及び所在地

株式会社 ベナレス

〒084-0907 北海道釧路市鳥取北 3 丁目 12 番 21 号

4. 研修の要旨

	課程	研修 形態	修業 年限	研修 期間	定員 (人)	受講料 (税込・円)	受講対象者	受講料 納入方法
1	介護職員 初任者研修	昼間 (通学)	8 ヶ月	2 ヶ月	18	102,600	一般（介護の 現場に従事 しようとする もの）	一括納入
2	介護職員 初任者研修	昼間 (通学)	8 ヶ月	3 ヶ月	18	102,600	一般（介護の 現場に従事 しようとする もの）	一括納入
3	介護職員 初任者研修	昼間 (通学)	8 ヶ月	6 ヶ月	18	102,600	一般（介護の 現場に従事 しようとする もの）	一括納入
4	介護職員 初任者研修	昼間 (通学)	8 ヶ月	6 ヶ月	18	97,200	高校生（介護 の現場に従事 しようとする もの）	一括納入
5	介護職員 初任者研修	昼間 (通学)	8 ヶ月	6 ヶ月	18	102,600	高校生（介護 の現場に従事 しようとする もの）	一括納入

※上記 4 の受講料については、募集開始から 1 か月以内に申込した場合。

※上記 5 の受講料については、募集開始から 1 か月を過ぎて申込した場合。

5. 受講手続き

(1) 募集の期間

開校日の 2 か月前から募集し、1 週間前または定員になったときに締め切る。受講希望者には、申し込み前に学則等の説明を行う。

(2) 受講料納入方法

申し込み後規定の期間までに金融機関に振り込むか、当社に直接支払いをすること。なお、期限内に受講料支払の確認ができない際は、指導サービス・受講ができない場合がある。

(3) 受講料の返還方法

受講前に、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を全額返還する。

受講前の解約においては執行済み経費を除き返還する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

6. 研修カリキュラム

介護職員初任者研修講座カリキュラム

科 目	時間
1. 職務理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障がいの理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
総時間数	130 時間

7. 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト 中央法規 黒沢貞夫他編 2016年1月10日発行
第1巻 介護のしごとの基礎 2,600円
第2巻 自立に向けた介護の実際 2,400円

8. 修了認定

(1) 出席の確認方法

ア、受講生出席簿を作成する。受講開始前に、講義日欄に本人の印を押す。

出席確認後講師の印を押すこととする。

イ、やむを得ず遅刻・早退・欠席をする場合は遅刻・早退・欠席用紙を提出することとする。

(2) 成績の評定方法

ア、講義・演習については、すべての科目修了後に筆記試験を行い、学習の成果について判断する。

イ、上記の判断にあたっては、100満点とし、A(80点以上)、B(79~70点)、C(69~60点)

及び、D（59 点以下）の区分により判断する。

ウ、上記の筆記試験において、D と判定された者については改めて再試験を実施する。

(3) 修了の認定方法

すべての科目終了後、筆記試験を行い出席日数及び講師評価により最終判断とする。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には修了証明書を交付する。

9. 補講の取り扱い

欠席・遅刻・早退による欠講については、同じ科目時間分の補講を行なう。

補講実施は当社ベナレスホールで行う。この場合の費用を 1 時間 1,000 円当日にて支払うこととし、必ず受講証明をもらい本教室に提出すること。

10. 退学の規定

(1) 受講者が退学しようとしたときは、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当社の定める諸規定を守らず、または受講者の本分を怠る次の行為があった時は退学を命ずることがある。

ア、協調性がなく、注意・指導しても改善の見込みがないと認められたとき。

イ、正当な理由がなく遅刻・早退・欠勤が多く、受講が不完全と認められたとき。

ウ、非行行為が繰り返しおこなわれたとき。

エ、学力劣等で修了の見込みがないと判断されたとき。

11. 講師

添付 3 号様式のとおり

12. 実習施設

添付 5 号様式のとおり

13. その他施行細則

この学則は、必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時、当社がこれを定める。

14. 附則

この学則は平成 26 年 4 月 28 日から施行する。

この学則は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この学則は平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

この学則は平成 29 年 6 月 1 日から施行する。